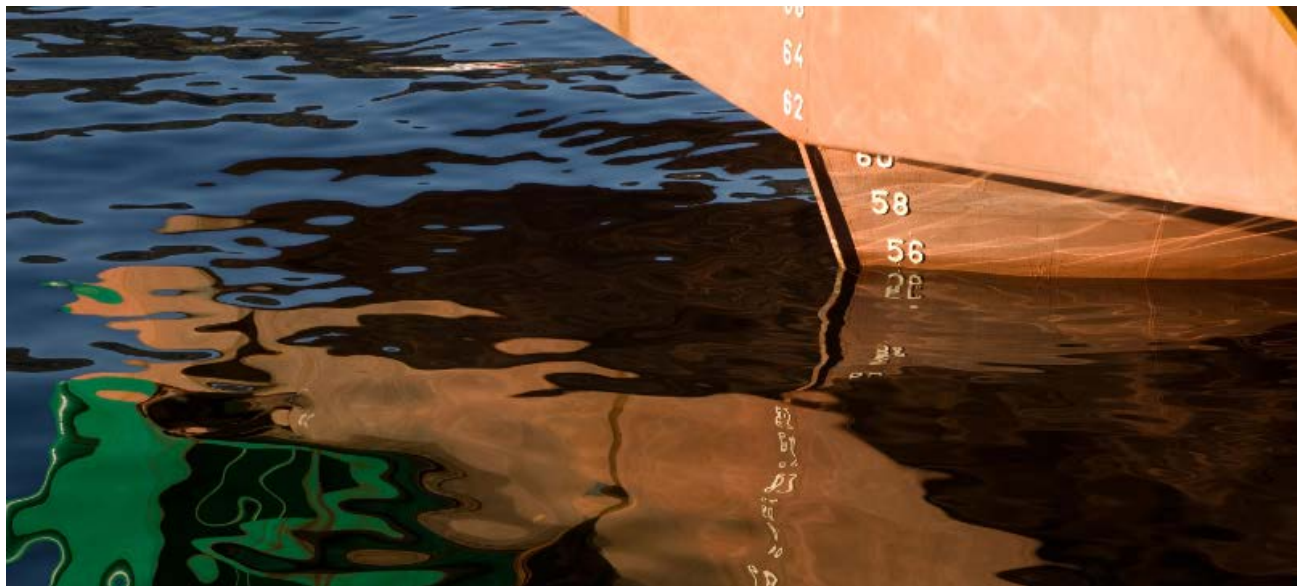


Gard Alert

廃棄物処理および固体ばら積み貨物からの残渣の取り扱い



こちらは、英文記事「[Garbage disposal and handling of residues from solid bulk cargoes](#)」（2018年2月28日付）の和訳です。

MARPOL 条約附属書 V の最新改正は 2018 年 3 月 1 日に発効し、船舶には、船上の廃棄物の取扱い、管理、記録に関連する変更を実施することが求められます。

現行の MARPOL 条約附属書 V は、2013 年 1 月 1 日に発効したもので、すべての廃棄物の海洋への排出を一般的に禁じています。この規則は、船舶のみならず、固定式と浮体式の海洋構造物にも適用され、[廃棄規定の概要](#)が IMO のウェブサイトに掲載されています。固体ばら積み貨物からの残渣の排出も、海洋環境にとって有害（HME）であるとして、2013 年に新たに禁止されました。しかしながら、そのような排出が 2013 年以降禁止されている一方で、MARPOL 条約附属書 V には、貨物が HME であるか否かに分類する強制的な基準が定められていません。

MARPOL 条約附属書 V に対する追加の改正が、2016 年 10 月の第 70 回海洋環境保護委員会（MEPC 70）において採択され、**2018 年 3 月 1 日**に発効します。改正点は、IMO 決議 [MEPC.277\(70\)](#)に盛り込まれており、重要な変更点は以下のとおりです。

- **固体ばら積み貨物を HME に分類する具体的な基準**のほか、固体ばら積み貨物（穀物を除く）の荷送人が、その基準に従って貨物が HME に分類されるか否かを宣言する義務が盛り込まれました。
- **廃物記録簿の様式が改訂**され、第 I 部と第 II 部に分割されました。第 I 部は、あらゆる種類の船舶からの廃棄物の排出を記録するために使用され、また、新たな廃棄物の分類として「廃電気電子機

器 (e-waste) 」が含まれています。第 II 部は、固体ばら積み貨物を運搬している船舶からの貨物残渣 (HME およびそれ以外の貨物残渣の両方が対象) の排出を記録するために使用されます。

- 最新の廃物記録簿とともに、**受入施設から得た受領書**も、2 年間、船上に保管しなければなりません。

「MARPOL 条約附属書 V の実施のための 2012 年のガイドライン」は廃止になり、MARPOL 条約の改正および極海コードの関連要件との整合性を取った新 [2017 年ガイドライン](#) に置き換えられました。

推奨事項

メンバーの皆様は、改正 MARPOL 条約附属書 V を確実に遵守するため、2018 年 3 月 1 日からは、船舶に必要な様式の廃物記録簿を確実に備え付けるようにしてください。船舶の廃物管理計画および船上に掲示された標識を見直し、有効な廃棄物排出要件を表示するよう、必要に応じて手直しをしてください。

残念ながら、MARPOL 条約附属書 V に基づく海洋環境に有害 (HME) な物質のリストは存在しません。したがって、荷送人の貨物情報に問題の貨物が海洋環境に有害なもの (HME) であるか否かが記載されていることを固体ばら積み貨物を運搬する貨物の船員が引き続き確認することがより一層重要になります。そうした宣言には、IMSBC コードのセクション 4.2 において要求されている情報を含めなければなりません。一定の種類の廃棄物を受入れ処理することができない港があることを前提に、船舶から発生する残渣/廃棄物の最小化と、物流上と取引上の段取りへの配慮のいずれについても、先進的な計画が重要です。ご存じのように、MARPOL 条約附属書 V の改正が 2013 年 1 月 1 日に発効したのに対応して、BIMCO が、新しい「[航海用船契約の HME 貨物残渣廃棄条項](#)」を公表しました。

また、MARPOL 条約議定書 V の遵守には、船員が現行の廃棄物排出要件に精通しており、排出が認められる条件を明確に理解していることが欠かせません。「*Consolidated Guidance for Port Reception Facility providers and users* (港湾受入施設提供者と利用者向け総合ガイダンス)」

([MEPC.1/Circ.834](#)) は、MARPOL 条約の残渣/廃棄物を海上で引き渡しする際の船員のための実務ユーザー向けガイドであり、ベストプラクティス構築の基礎となるものです。また、船長に対して、本サーキュラーの別紙 1 に定める手続きに従って港湾の受入施設の不備を報告するよう働きかけてください (こうすることで、受入施設の整備が世界全体で進むことが期待できます)。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。